

別居している家族を申請するとき

被 保 険 者 記 入 欄	申請家族氏名	(フリガナ)		申請家族生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和	年	月	日	
	続柄		年齢	歳					
	上記家族に際し、以下のとおり申告いたします。								
	申告内容	1 本申請以降も継続して「送金(仕送り)」を実施する。 2 「送金証明書」は廃棄等をせず、責任を持って全て保管し、健康保険組合から提出を求められた場合(資格確認等)は、速やかに対応する。[最低3年分] 3 今後、上記対象者の状況に変更があった場合は、速やかに必要な手続きを行う。(資格喪失手続きなど) 【状況の変更:例】 ・被扶養者が就職(パート・アルバイト含む)、また年金の金額変更など収入の状況が変わった。 ・別居から同居になった。 ・被保険者の同居世帯に扶養家族が増えて、仕送りの金額が変わり、別居の被扶養者の収入を上回る送金が出来なくなった。 4 本誓約書内容に相違があった場合は、遡って被扶養者資格を取り消されても異存はありません。							
		年 月 日							
被保険者証の(左づめ)	記号(1か2か3)	番号(保険者番号06270748ではありません)			事業所名				
被保険者氏名	(フリガナ)								

※参考

- ・被扶養者の収入を上回る送金でなければ、主として扶養していることにはならない。
- ・送金は原則毎月行う。
- ・「送金証明書」とは、振込依頼書(控)や預金通帳(写)など、送金者・受取者の氏名、受取月日、送金額が確認できるものとし、手渡し、預け入れは認めない。

受付日付印

※本証明書は、当組合が健康保険被扶養者認定の確認のために必要な書類です。
 ※当帳票の内容については、健康保険業務以外の目的には使用しません。